

特命随意契約理由書

件 名	千代田区敬老会 演芸等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	75 歳以上の方を対象とする区主催の敬老会の実施にあたり、司会業務、芸能人の確保、舞台照明、機械全体の準備など敬老会全体の管理運営を委託する。
選 定 理 由	区では、高齢者の健康長寿をお祝いする敬老会の実施にあたり、敬老会演芸等企画選定委員会を設置して、事業方針を決定している。 今年度は、4 月 28 日開催の上記委員会で演芸等企画を選定した結果、下記業者に決定（令和 7 年 5 月 1 日付 7 千保福総発第 54 号）した。 本件は競争性がないと認められ、価格以外のものにより、契約先を上記委員会で選定したため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ザ・カンパニー 住 所 東京都港区南青山 2 - 9 - 5
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 <u>29</u> 日
※ 契約金額	<u>9,900,000</u> 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 10 月 6 日まで
担 当 課	保健福祉部福祉総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙に伴う受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙の期日前投票において、人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を実施する。
選 定 理 由	本件は、東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙における期日前投票を円滑に行うため、受付業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、都知事より東京都シルバー人材センター連合として指定を受けた団体であり、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 東京しごと財団 住 所 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 21 日
※ 契約金額	1,124,323 円（消費税を含む） ※半価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 7 月 31 日まで
担 当 課	選挙管理委員会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

659

件 名	溶岩窯の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立障害者就労支援施設にて運営しているさくらベーカリーの工房において使用している溶岩窯について、経年劣化のため現在使用しているものと同じ機器を購入する。
選 定 理 由	千代田区役所 1 階に所在するパンショップさくらベーカリーで製造しているパンは開所時の平成 19 年 5 月より、富士山の溶岩石を使用した窯で作ったパンとして認知されており、パンの品質を維持して製造する必要がある。 また、パンの製造には知的障害者も携わっており、操作方法が変わってしまうとパン製造の工程に影響が出てしまうため、同じ機器を選定する必要がある。 さらに、富士山の溶岩を使用した溶岩窯を製造しているのは、下記事業者のみである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名：株式会社櫛澤電機製作所 所 在 地：神奈川県横浜市神奈川区入江 1-32-6
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 2 日
※ 契約金額	4,791,050 円 (消費税を含む)
納 入 期 限	令和 7 年 5 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 障害者福祉課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	道路詳細修正設計業務（五十通り）（第 312 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和 6 年度に下記業者が受託した「道路詳細設計業務（五十通り）（第 316 号）」に基づき、交通管理者等の関係機関や地元関係者との協議に伴う修正設計を行うものである。
選 定 理 由	本件は、令和 7 年度に発注予定の歩道拡幅整備工事に関する設計業務であり、既道路詳細設計と密接不可分の関係にある。既設計と同一受託者以外が本業務を受託した場合、既設計内容や協議経過の詳細まで把握することに長時間を要し、工事発注が遅滞するなど事業進捗に著しい支障が発生する。 下記業者は令和 6 年度に契約した「道路詳細設計（五十通り）（第 316 号）」の受託者であり、協議会運営や詳細設計で地域関係者や関係機関と継続的に協議を行っており、現場状況等を熟知し、地域要望や課題等に精通しているため、履行期間の短縮、業務品質や経費面で有利である。また、令和 6 年度の業務成績は良好である。 以上より、入札に付することが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 NiX JAPAN 株式会社 住 所 東京都千代田区東神田二丁目 5 番 12 号
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 16 日
※ 契約金額	5,291,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

519

件 名	神田橋公園詳細設計業務（第 713 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田橋公園において、公園の設計を行うもので、令和 6 年度に下記業者が受託した「神田橋公園設計業務（第 720 号）」に基づき、詳細設計を行うものである。
選 定 理 由	本件は、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、一体的な設計ができなくなるなど著しい支障があるものである。また、下記業者は令和 6 年度に契約した「神田橋公園設計業務（第 720 号）」の受託者であり、測量及び公園設計等で培った知識や現場状況等に熟知・精通しており、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。なお、令和 6 年度の業務成績は良好である。 したがって、入札に付することが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 環境・グリーンエンジニア 住 所 東京都千代田区神田須田町二丁目 6 番 5 号
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 8 日
※ 契約金額	9,999,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区役所本庁舎 5階CO2センサー及び10階図書館 VAV 温度検出センサー交換業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他（ ）
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区役所本庁舎5階に設置してある空調機N系統のCO2センサー及び10階図書館に設置してある VAV-10E-P1 内の温度センサーについて、経年劣化により正常に動作していないため、他の機器の運転に影響を及ぼし、庁内の空調制御が正確に行えないため、不具合が生じている各センサーを交換する業務を行う。
選 定 理 由	本件は、本庁舎5階に設置してある空調機N系統のCO2センサー及び10階図書館に設置してある VAV-10E-P1 内の温度センサーの交換業務である。下記事業者は、本庁舎の建築設備管理業務を受託しており、本庁舎の設備、システムについて他業者よりも精通している。 本件について本庁舎設備管理業務の一環として事前に点検を行っており、不具合にも他業者よりも精通しているため、庁舎全体の設備運用を適切に調整しつつ処置を行うことができるのは下記業者のみである。 また、作業終了後のアフターサービスや不具合等が発生した際の迅速な対応が期待できる。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	会社名 株式会社シミズ・ビルライフケア 所在地 東京都中央区京橋二丁目10番2号 め利彦ビル南館
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 14 日
※ 契約金額	880,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年9月30日
担 当 課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	子ども等向け情報発信及び意見募集手法調査業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区は、こども基本法に基づく政策形成・実施・評価過程において、子ども及び保護者等への情報発信及び意見募集に係る最適な手法を調査検討するため、子ども及び保護者を対象としたアンケート調査及びワークショップを実施し、AI 技術を用いたデータ分析を行う予定である。 本事業の実施にあたり、アンケート及びワークショップの実施及び運営、データ分析等について効率的かつ円滑に遂行するため、当該業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和7年度 令和7年5月7日付 7千子子総発第45号 令和7年度業務開始 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条1号 3. 継続年数 初年度 プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 : アビームコンサルティング株式会社 所在地 : 東京都中央区八重洲二丁目2番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 15 日
※ 契約金額	6,475,387 円(消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から 令和7年9月30日
担 当 課	子ども部子ども総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

492

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却 (5月分)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> (売却)
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 7 年 5 月 / 日
※契約金額	2,727,350 円 (消費税を含む) ※収入予定額 (単価契約)
契約期間	令和7年5月1日～令和7年5月31日
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

644

件 名	清洲橋通り南詳細補足設計及び協議資料等作成業務(第 318 号)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計 測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和 6 年度に下記業者が受託した「道路詳細修正設計業務（清洲橋通り南）（第 320 号）」に基づき、道路整備に向けて、交通管理者等の関係機関や地域と協議等を実施するものである。
選 定 理 由	本件は、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、工事発注が遅滞するなど著しく支障があるものである。また、下記業者は令和 4 年度に契約した「和泉橋地域道路調査検討業務（第 315 号）」、令和 5 年度に契約した「道路詳細設計業務（清洲橋通り南）（第 313 号）」、令和 6 年度に契約した「道路詳細修正設計業務（清洲橋通り南）（第 320 号）」の受託者であり、測量や道路設計等で培った知識や現場状況等に熟知・精通している。さらに、関係機関や地元関係者等との協議を継続的に行っていることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。また、令和 6 年度の業務成績は良好である。 したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社高島テクノロジーセンター東京営業所 住 所 東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 8 日
※ 契約金額	6,917,900 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	宝田橋補修等修正設計業務（第 314 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計 測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和 6 年度に下記業者が受託した「宝田橋補修等設計業務（第 307 号）」の成果品に基づき、関係機関との協議を行い、橋梁補修工事の修正設計を行うものである。
選 定 理 由	本件は令和 8 年度に発注予定の橋梁補修工事に伴う修正設計業務で、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、工事発注が遅滞するなど著しく支障があるものである。下記業者は令和 6 年度に契約した「宝田橋補修等設計業務（第 307 号）」の受託者であり、測量や橋梁設計等で培った知識や現場状況等に熟知・精通している。さらに、関係機関との協議を継続的に行っていることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。また、令和 6 年度の業務成績は良好である。 したがって、入札に付することが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社テイコク 東京支店 住 所 東京都千代田区神田小川町二丁目 2 番地
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 29 日
※ 契約金額	4,477,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

647

件 名	ウォーカブルなまちづくりの取組みの実施等支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区は、令和3年5月に改定した「千代田区都市計画マスタープラン」を基に、令和4年6月に「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」を策定する等、「つながる都心」の実現に向け、様々な事業を展開している。 本業務は、千代田区ウォーカブルまちづくりデザインに基づき、実施地域に適した日常的な公共空間等の利活用を目指したウォーカブルなまちづくりの取組みの実施支援及びエリアマネジメント団体との連携方策について検討することを目的とする。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和7年度 (令和7年4月24日付7千環景都発22号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第1号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般財団法人計量計画研究所 住 所 東京都文京区後楽一丁目4番14号後楽森ビル12階
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 / 日
※ 契約金額	16,522,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	シンガポール海外研修旅行 実地踏査委託業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本校第5学年のシンガポール海外研修旅行及び実地踏査実施に伴い、研修旅行に必要な業務を行う。
選 定 理 由	1.令和7年度海外研修旅行及び実地踏査業務(シンガポール)の校内指名型業者選定委員会で審査した結果において、企画内容が本校の求めるものと合致し一番評価の良い業者を選出する。 (令和6年10月8日付6千中等シ発第551号) 2.該当 「令和7年度海外研修旅行及び実地踏査業務(オーストラリア)」及び「令和7年度海外研修旅行及び実地踏査業務(シンガポール)」の委託に関する校内指名型業者選定委員会(プロポーザル方式)設置要項」 校内指名型業者選定委員会(プロポーザル方式)により選定した下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：近畿日本ツーリスト株式会社／東京第1教育旅行支店 所在地：東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル7F
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 19日
※ 契約金額	2,089,788 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年7月15日まで
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	デジタルデバイド対策支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	デジタル技術を使いこなせる方とそうでない方の「デジタルデバイド（情報格差）」の解消に向けて、スマートフォン（以下、「スマホ」という）の基本的な操作方法の習得に向けた講習会や相談会の開催を行うとともに、スマホを活用した高齢者向けのイベント等により、日常的に楽しみながらスマホを活用できる仕掛けづくりを事業者へ委託して行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和6年度 (令和6年11月29日付6千政デ政発第231号 令和6年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3 継続年数 初年度 上記のプロポーザルにおいて選定されたため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ソフマップ 住 所 東京都千代田区外神田一丁目16番9号
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 20日
※ 契約金額	7,185,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

675

件 名	放課後子ども教室（体験）「囲碁教室」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	放課後子ども教室の体験活動として、集中力を養い発想を豊かにする、日本の伝統文化である囲碁の教室を実施する。
選 定 理 由	小学校におけるプロ棋士による囲碁の指導ができる事業者は、都内では下記事業者に限られる。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人日本棋院 住 所 千代田区五番町 7-2
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 9 日
※ 契約金額	2,359,500 円（消費税を含む） ※ 低価格契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 25 日まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ワークプレイス変革に向けたオフィス整備支援業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和4年度以降、職員の自律的で効率的な働き方の推進を目的に、ペーパーレスを通して創出したスペースを活用し、執務室内における打合せスペースや集中作業の可能なスペースの創出に努めてきた。 令和6年度は、これまでの取組も踏まえ、「ワークプレイス変革」として、組織変革を進めるべく、各部署の職員で構成されるワークショップの開催や全庁アンケート等をとおして、これまでの働き方・働く場の課題や今後の働き方の展望について整理し「千代田区オフィス整備ガイドライン(以下、「ガイドライン」という)」としてまとめている。 そこで、作成したガイドラインに基づき、令和7年～9年度において、「ペーパーレス・ペーパーストックレス」、「ワークスタイル・ワークプレイス変革」を強力に推進する期間として設定し、本業務は働く場の整備とその整備を通じた働き方の変革までを含めた着実な実行支援を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和7年度 (令和7年4月28日付7千政デ政発27号決裁) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 コクヨマーケティング株式会社 住 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング 18 階
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 12 日
※ 契約金額	35,200,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

特命随意契約理由書

777

件 名	三崎橋補修等設計追加検討業務（第 328 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、千代田区が管理する三崎橋の補修等工事を行うにあたり、工事の施工に必要な関係機関協議を行うとともに、効率的に工事を施工するため、施工計画を検討し、関係機関協議結果に基づき既製の設計図書を更新するものである。
選 定 理 由	下記業者は、令和 5 年度に契約した「三崎橋他 1 橋塗装等設計業務（第 312 号）」並びに令和 6 年度に契約した「三崎橋補修等修正設計業務（第 321 号）」の受託者である。本業務は既設計と密接不可分の関係にあり、関係機関との協議経過が複雑かつ長期にわたっているため、同一受託者以外の場合、細部において既設計思想との不整合が発生する可能性が高いとともに、関係機関協議の進捗に著しく支障があるものである。また、下記委託業者は、既設計業務で培った幅広い知見を持ち、現場状況等に熟知・精通しているため、履行期間・業務品質や経費面で有利である。なお、令和 6 年度の業務成績は良好である。 したがって、入札に付することが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社高島テクノロジーセンター東京営業所 住 所 東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 12 日
※ 契約金額	3,809,300 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

701

件 名	文化芸術の秋フェスティバル第46回作品展に係る申込受付等の運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	第46回文化芸術の秋フェスティバル「作品展」に係る申込受付等
選 定 理 由	「作品展」は、文化芸術の秋フェスティバルの一環として、区民の自主グループ等が作成した絵画、書道、写真等を展示している。 「作品展」を千代田区立九段生涯学習館で開催するにあたり、指定管理者として施設の管理運営を行っており、当施設の実情にあわせた、作品展示及び撤去に必要な備品を所持している(株)小学館集英社プロダクションに委託するほかない。以上の理由により下記事業者を選定する。
契約の相手方	名 称： 株式会社 小学館集英社プロダクション 所在地： 千代田区神田神保町2-30
※ 契約年月日	令和7年5月7日
※ 契約金額	699,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年12月26日
担 当 課	地域振興部 文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

671

件 名	アンテナショップスタンプラリー等運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区と中央区（以下「両区」という。）が連携し、隣接する両区を回遊し合うことにより更なるにぎわいを創出するとともに両区及び両区がそれぞれ連携している地方自治体の魅力の発信並びに観光振興を図る。また、両区に点在するアンテナショップの認知度を更に高めることを目的とする。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 7 年度 令和 7 年 4 月 7 日付 7 千地商観発第 2 5 号（令和 7 年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 8 条第 6 号 3. 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社セレスポ 東京支店 住 所 東京都豊島区北大塚 1 - 2 0 - 7 末広ビル 3 階
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 12 日
※ 契約金額	5,850,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1782

件 名	区立千代田小学校教室変更に係る各種作業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田小学校の5階および7階の教室の変更に伴い、ネットワーク機器の移設や新規設置作業を実施し、円滑に利用できる環境を整備する。
選 定 理 由	区立小中学校ICT学校教育システムのサポート・保守業務について、令和2年度に実施した公募型プロポーザル（令和3年3月17日、2千子指導発第999号決裁）の結果、下記内定業者に決定した。 この事業者がICT学校教育システムを開発し、システムネットワークの配線および機器等設定作業を行った。 本件、区立千代田小学校教室変更に係る各種作業はICT学校教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存のICT学校教育システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 営業部 所 在 地 東京都港区浜松町 1-30-5
※ 契約年月日	令和 17 年 5 月 29 日
※ 契約金額	2,537,700
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

636

件 名	千代田区生涯学習推進委員会議等 運営支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区生涯学習推進委員の会議体である千代田区生涯学習推進委員会議等の運営を効果的・効率的かつ総合的に推進するために委託する。
選 定 理 由	千代田区生涯学習推進委員は学識経験者、生涯学習関係機関及び推薦する者、区内に設置された各学校の長、公募による区民の中から委嘱された者が区に対して意見や提言を行うものである。 そのため本業務においては生涯学習の推進条例の趣旨を理解する他に、本区の地域特性や実情を十分理解した者が課題整理や推進会議の進行を進めていかなければ業務の履行を達成できないものである。 下記事業者は他自治体にて生涯学習計画の策定等の実績があり造詣が深く、区の地域コミュニティやまちづくり事業に多く関わり地域特性や実情に精通している。また、令和4年度から本業務を実施しており、会議の経緯内容等蓄積された実績がある。 令和7年度は第14期の第2提言書となった「ちよだ生涯学習カレッジのあり方検討会」を実施するため、前期の検討経緯を把握していることが前提であり、同一の事業者運営支援を委託する必要がある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会 社 名 有限会社 Anchor 所 在 地 東京都千代田区内神田2-3-6 楓ビル B1
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 7 日
※ 契約金額	2,979,240 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表

特命随意契約理由書

件 名	富士見みらい館外壁タイル落下防止ネット（建物全体）取付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和7年5月2日にふじみこども園遊戯室前の1階ピロティにある外壁タイルが一部剥落した。剥落部及びその周辺にタイル落下防止ネットを取り付けたが、剥落に至る経年等の状況は建物の他の箇所にも同様に及んでいることが考えられるため、運営中施設の安全対策として建物全体（富士見みらい館）のタイル部分にタイル落下防止ネットを取り付ける。
選 定 理 由	富士見みらい館は富士見小学校、ふじみこども園、富士見わんぱくひろばからなる複合施設であり、さらに一部施設は地域開放されている。築16年目の建物であり、剥落があった箇所はふじみこども園遊戯室前だが、剥落に至る経年等の状況は建物の他の箇所にも同様に及んでことが考えられる。落下した場合には事故に繋がる可能性があるため、運営中施設の安全対策として、建物全体のタイル部分に落下防止ネットを取り付ける必要がある。 下記業者は富士見みらい館を建設し保守にも関わる中で、現地の状況（施設の構造・形状・仕様・運営）を把握しており、早急に本業務を実施できる。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 共立建設株式会社 住 所 東京都渋谷区道玄坂1-16-10
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 28 日
※ 契約金額	51,040,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日から令和7年8月1日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

特命随意契約理由書

670

件 名	千代田区ミュージアム連絡会運営支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区が事務局となって運営している、区内の美術館や博物館等が相互に連携し芸術文化の振興を目的とした千代田区ミュージアム連絡会について、円滑な運営を行うために必要な業務について支援を行う。
選 定 理 由	千代田区立日比谷図書文化館を含む、区内の美術館や博物館等の文化施設から構成される千代田区ミュージアム連絡会の周知や連携事業などの実施にかかわる本業務は、各館と密接に連携を図りながら実施するものである。また、本事業では千代田区立日比谷図書文化館を拠点施設として位置づけており、館内には千代田区ミュージアム連絡会に関する展示コーナーなどが設置されている。 千代田区立日比谷図書文化館を中心とした本業務の遂行のためには、千代田区立日比谷図書文化館の指定管理者として施設の運営を担い、施設特性を十分理解している下記業者による履行が不可欠である。なお、下記業者は日頃からミュージアム連絡会に参加するとともに、同館の事業として日比谷カレッジを行い、他の連絡会参加館と良好な関係を築いている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社小学館集英社プロダクション 住 所 千代田区神田神保町2-30
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 29 日
※ 契約金額	5,945,500 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

839

件 名	文化芸術の秋フェスティバル 囲碁・将棋大会運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	「囲碁・将棋大会」は、文化芸術の秋フェスティバルの一環として、区が主催する事業であり、千代田区立九段生涯学習館で、参加者を募って大会を開催し、競技を行う。
選 定 理 由	開催にあたっては、囲碁盤や将棋盤をはじめとした大会運営に必要な備品・用具類の準備、当日の運営、会場の後片付けまでを一括して行う必要があるため、当施設の指定管理者が業務を行うことで、円滑に運営することができる。 また、指定管理者が履行することにより、設営から原状復帰までの期間の短縮、経費の節減ができる等有利と認められる。 以上から、下記業者を、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 小学館集英社プロダクション 所在地：千代田区神田神保町二丁目30番地
※契約年月日	令和 7 年 5 月 30 日
※契約金額	1,638,450 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年12月26日
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

1795.

特命随意契約理由書

件 名	九段中等教育学校サーバ・ネットワーク機器更新及び保守 管理に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他（賃貸借）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段中等教育学校のサーバ・ネットワーク機器の更新及び保守管 理に関する業務。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 7 年度 (令和 7 年 4 月 2 8 日付 7 千中等シ発第 2 2 号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 4 項 3. 継続年数 初年度 プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手先に指 定する。
契約の相手方	名称 株式会社 創源 住所 東京都千代田区東神田 2 丁目 1 0 番 1 5 号 リードシー東神田ビル 4 F
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 1 日
※ 契約金額	22,778,549 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日
担 当 課	九段中等教育学校 経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ふじみこども園外壁タイル落下防止ネット取付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和7年5月2日にふじみこども園遊戯室前の1階ピロティにある外壁タイルが一部剥落した。さらなる剥落による事故等を防ぐため、剥落部及びその周辺の外壁タイル部分にタイル落下防止ネットを取り付ける。
選 定 理 由	ふじみこども園は運営中の施設であり、安全性の観点からタイル落下防止ネットを取り付ける必要がある。 下記業者は富士見みらい館を建設し保守にも関わる中で、現地の状況（施設の構造・形状・仕様・運営）を把握しており、どの事業者よりも早急に本業務を実施できる。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 共立建設株式会社 住 所 東京都渋谷区道玄坂1-16-10
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 1 日
※ 契約金額	1,155,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日から令和7年5月17日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

495

件 名	産業コミュニティ成長促進業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区内の中小企業者等の課題解決や新たなイノベーションの創出を、区内外の事業者との協働等によって実現することで、地域の活力向上やにぎわいの創出といった地域への直接的な貢献につなげることを目指す。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和6年度（令和7年3月27日付6千地商観発第730号） 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第4号 3 継続年数 初年度 4 評 価 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ReGACY Innovation Group 株式会社 住 所 千代田区神田神保町1-24-1 CIRCLES 神保町Ⅱ10階
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 1 日
※ 契約金額	16,720,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区役所本庁舎 1階映像表示機器不具合修繕
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他（ ）
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区役所本庁舎1階に設置してある映像表示機器の配線が経年劣化により不具合を起こし、正常に映像が表示できなくなっているため、これらを新しいものに交換する修繕を行う。
選 定 理 由	本件は、千代田区役所本庁舎1階に設置してある映像表示機器の配線交換修繕である。下記事業者は、本庁舎の建築に携わっており、当該機器の製作・設置を行った。当該機器のメーカーであり、監視盤との接続や配線の施工ができるのは下記業者のみである。 また、作業終了後のアフターサービスや不具合等が発生した際の適切な対応が可能である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称：清水建設株式会社 エンジニアリング事業本部 情報ソリューション事業部 所在地：東京都中央区京橋二丁目16番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 5 月 21 日
※ 契約金額	682,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年6月30日
担 当 課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。